

定 款

社会福祉法人 育英福祉会

社会福祉法人育英福祉会 定款

第 一 章 総 則

（目 的）

第1条 この社会福祉法人（以下「この法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

- ア．幼保連携型認定こども園の経営
- イ．一時預かり事業の経営

（名 称）

第2条 この法人は、社会福祉法人育英福祉会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域に貢献する取組として、地域の子育て世帯、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等に対して無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を徳島県徳島市に置く。

第 二 章 評 議 員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は、選定委員会において行う。

- 2 選定委員会は、事務局員1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

- 3 評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会の決議を得て理事長が行う。
- 4 第3項の提案を行う場合には、理事長は当該者が評議員として適任又は不適任と判断した理由を選定委員に説明しなければならない。なお、不適任と判断する事由は、役員の解任（第22条）を準用する。
- 5 選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 6 選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 7 選定委員会の運営等についての細則は、理事会において定める。

（評議員の資格）

- 第7条 社会福祉法第四十条（評議員の資格等）の規定を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 2 評議員は、この法人の役員（理事・監事）又は職員が兼ねることができない。

（評議員の任期）

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第9条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準（以下、「役員等の報酬等基準」という。）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の基準は、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の収支の状況その他事情を考慮し、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項について定め、公表しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、業務のために要した費用（費用弁償分）は、報酬等に含まれず、別に定める規程等に従って算定した額を旅費等として支給することができる。

第 三 章 評 議 員 会

（構 成）

- 第10条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 テレビ会議や電話会議等の出席者間の協議や意見交換ができる環境下での会議への参加については、評議員会への出席とみなす。

(権 限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の補欠の選任
- (3) 理事の1人当たりの報酬上限額及び監事の報酬の額
- (4) 役員等の報酬基準の承認及びその変更の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (7) 社会福祉充実計画の承認及びその変更の承認
- (8) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (9) 定款の変更
- (10) 基本財産の処分
- (11) 解散
- (12) 残余財産の処分
- (13) 合併
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

- 2 評議員会の運営は、この定款によるほか、別に定めるところによる。

(招 集)

第13条 評議員会は、法令で別段定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の具体的理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回

る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 会議に出席した評議員のうちから選出された議長及び議事録署名人2名が、これに記名押印する。

第 四 章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 前項の業務執行理事は常務理事を兼ねることができる。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条 社会福祉法第四十四条（役員の資格等）の規定を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係のある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることがあってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また監事は、相互に親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、こ

の法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 理事又は監事たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事に対して、評議員会において別に定める一人当たりの上限額の範囲内で、役員等の報酬等基準に従って算定した額を報酬等として理事会で決定し、支給することができる。

- 2 監事に対しては、評議員会において別に定める一人当たりの上限額の範囲内で、役員等の報酬等基準に従って算定した額を報酬等として評議員会で決定し、支給することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、業務のために要した費用（費用弁償分）は、報酬等に含まれず、別に定める規程等に従って算定した額を旅費等として支給することができる。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開

示し、理事会の決議を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 3 前二項の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

(役員のパ償責任)

第25条 理事又は監事はその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

第26条 前条の規定にかかわらず、理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任の限定契約)

第27条 理事（理事長、業務執行理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が責任を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上で契約時にあらかじめ定めた額と社会福祉法第四十五条の二十二の二において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第28条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「園長等」という。）は、理事会において選任又は解任し、理事長が辞令書をもってこれを行う。
- 3 園長等以外の職員の任免は、理事長が辞令書をもってこれを行う。

第 五 章 理 事 会

(構 成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 テレビ会議や電話会議等の出席者間の協議や意見交換ができる環境下での会議への参加については、理事会への出席とみなす。
- 3 理事会の運営は、この定款による他、別に定めるところによる。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事並びに常務理事の選定及び解職

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることのできる者に限る。）全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた場合を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録に記名押印する者は、当該理事会に出席した理事長及び監事とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長に事故あるとき、又は特別の利害関係のある議案の場合には、出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第 六 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
「土地」徳島県徳島市中昭和町4丁目80番地2所在の育英認定こども園敷地
448.17平方メートル

「建物」徳島県徳島市南昭和町6丁目3番地の1所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 育英認定こども園園舎 1棟

1,487.01平方メートル(1階:561.99㎡・2階:744.40㎡・3階:180.62㎡)

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第35条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の決議及び評議員会の決議を得て、徳島市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に提供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事会で定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の決議を得て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の三分の二以上の決議を得て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算書)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の決議及び評議員会の承認を受けなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）

第42条 この法人が株式（出資）を保有する場合において、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合は、あらかじめ理事会において理事総数の三分の二以上の決議を得るものとする。

第 七 章 解 散 ・ 合 併

（解 散）

第43条 この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第44条 解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人又は社会福祉事業を行う法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第45条 合併しようとするときは、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上の決議を得て、徳島市長の認可を受けなければならない。

第 八 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島市長の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島市長に届け出なければならない。

第 九 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人育英福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行規則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中 村 博 彦
理 事	市 橋 日 出 一
理 事	斎 藤 圭
理 事	野 本 修
理 事	市 橋 将 邦
理 事	日 開 悟
監 事	中 瀬 郁 雄
監 事	椎 野 英 二

附 則

この定款は昭和 5 2 年 5 月 2 5 日より施行する。

附 則

この定款は昭和 5 8 年 5 月 1 0 日より施行する。

附 則

この定款は平成 7 年 5 月 3 1 日より施行する。

附 則

この定款は平成 9 年 3 月 3 0 日より施行する。

附 則

この定款は平成 1 1 年 5 月 2 7 日より施行する。

附 則

この定款は平成 1 2 年 1 2 月 1 日より施行する。

附 則

この定款は平成 1 3 年 3 月 3 0 日より施行する。

附 則

この定款は平成 1 5 年 2 月 2 8 日より施行する。

附 則

この定款は平成 1 8 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この定款は平成 2 1 年 5 月 2 1 日より施行する。

附 則

この定款は平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この定款は平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日より施行する。

附 則

この定款は平成 2 9 年 4 月 1 日より社会福祉法改正に伴い施行する。

附 則

この定款は令和 3 年 2 月 4 日より施行する。

附 則

この定款は令和 4 年 5 月 1 9 日より施行する。

附 則

この定款は令和 7 年 9 月 5 日より施行する。